

# 告 示

## 埼玉県選管告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和七年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム 特別養護老人ホーム	社会福祉法人小鳩会 小鳩園	三郷市中央四丁目八番地四